

## 観音寺市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する住宅の耐震性の向上を図り、市民の安全を確保するため、市内にある住宅の耐震対策をする者に対し、予算の範囲内で、観音寺市民間住宅耐震対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、観音寺市補助金等交付規則（平成18年観音寺市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「住宅」とは、併用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。）を含み、一戸建て又は長屋建ての住宅をいう。ただし、枠組壁工法、丸太組工法及び国土交通大臣の特別な認定を得た工法等によるものは除く。

2 この要綱において「耐震対策」とは、住宅の耐震診断、耐震改修工事、簡易耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事をいう。

3 この要綱において「耐震診断」とは、次の各号に掲げるいずれかの方法により耐震診断技術者（建築士の資格を有し、別表第1に定める講習を受講した者又は建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の3第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。）が行う住宅の地震に対する安全性の評価（第13項に規定するZEH水準の木造住宅等の壁量計算に関する見直し後の基準（令和4年10月28日に公表された木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）を含む。以下同じ。）に基づく検証を含む。）をいう。

- (1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算によるもの
- (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）別添第1に示すもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有すると認められる

もの

4 この要綱において「耐震改修工事」とは、耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価され、又は倒壊する危険性があると評価されたものについて、次の各号に掲げるいずれかの方法により行う住宅の地震に対する安全性の向上を目的として、市内に主たる営業所を有する事業者が施工する補強又は改修の工事に限る。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの

(2) 基本方針別添第2に示すもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、これらと同等以上に安全性を向上させると認められるもの

5 この要綱において、「簡易耐震改修工事」とは、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法―木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）―」又は「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する一般診断法又は精密診断法により耐震診断を行った結果、上部構造評点が0.7未満と判断されたものについて、上部構造評点を0.7以上1.0未満まで耐震性を高める工事をいう。ただし、市内に主たる営業所を有する事業者が施工する補強又は改修の工事に限る。

6 この要綱において、「耐震シェルター等設置工事」とは、耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価され、又は倒壊する危険性があると評価されたものについて、地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置（耐震シェルター及び耐震ベット）で知事が認めるものを設置する工事をいう。

7 この要綱において「リフォーム工事」とは、耐震改修工事及び簡易耐震改修工事に関連して同時に行う内・外装の模様替え工事をいう。ただし、市内に主たる営業所を有する事業者が施工する工事に限る。

8 この要綱において「耐震改修工事等」とは、耐震改修工事、簡易耐震改修工事、耐震シ

ェルター等設置工事及びリフォーム工事をいう。

9 この要綱において「耐震改修促進計画」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項に基づく香川県耐震改修促進計画及び耐震改修促進法第6条第1項に基づく観音寺市耐震改修促進計画をいう。

10 この要綱において「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」とは、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日制定）イ-16-(12)-①2.の第2項に掲げる補助事業者が住宅の耐震化を緊急的に促進するための計画であって、前項の耐震改修促進計画に位置付けられたものをいう。

11 この要綱において「住宅の耐震化の計画的実施の誘導に関する事業」とは、補助事業者が市民、耐震診断技術者又は耐震改修工事を施工する事業者に対して実施する取組のうち、前項の住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに記載された事業をいう。

12 この要綱において「省エネ基準」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

13 この要綱において「ZEH水準」とは、強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。))を満たし、かつ、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準をいう。

（補助対象住宅）

第3条 補助金の交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

（1）昭和56年5月31日以前に着工されていること。

（2）市内に存する住宅であり、耐震対策を行った後も、主たる居住の場として利用されること。

（3）補助金の交付申請の時点において、建築基準法第9条の規定に基づく特定行政庁からの措置が命じられていないなど、同法の規定に基づく重大な違反がないこと。

（4）簡易耐震改修工事については、木造の住宅に限ること。

(5) 耐震診断については、この要綱に基づき耐震診断を過去に行っていないこと。

(6) 耐震改修工事等については、この要綱に基づき耐震改修工事等を過去に行っていないこと。

2 前項第2号から第6号までに掲げる要件にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、補助金の交付対象とすることができる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たすものでなければならない。

(1) 住宅の所有者又は住宅の所有者から承諾を得た者であること。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

(2) 市税を滞納していない者であること。

(補助対象及び補助金の額等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震対策を行う場合の1敷地ごとにそれぞれに要する経費とする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める方法により算定した額とする。

(1) 耐震診断 補助対象経費に10分の9を乗じて得た額と90,000円を比較して、いずれか少ない額

(2) 耐震改修工事 補助対象経費と1,000,000円を比較して、いずれか少ない額

(3) 簡易耐震改修工事 補助対象経費と500,000円を比較して、いずれか少ない額

(4) 耐震シェルター等設置工事 補助対象経費と200,000円を比較して、いずれか少ない額

(5) 耐震改修工事に伴う一連のリフォーム工事 補助対象経費に5分の4を乗じて得た額と200,000円を比較して、いずれか少ない額

(6) 簡易耐震改修工事に伴う一連のリフォーム工事 補助対象経費に5分の4を乗じて得た額と100,000円を比較して、いずれか少ない額

3 前項第2号、第3号及び第4号までの補助対象経費には、耐震改修工事等に伴う実施設計に要する費用を含むものとする。

4 第2項の規定により算出された補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第2に掲げる書類を添えた観音寺市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 住宅が共有に係るものである場合は、代表者を申請者とすることができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは当該申請の内容を審査し、適正であると認められるときには、速やかに補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があると認めるときは、その交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をすることができる。

(補助金の交付の条件)

第8条 申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更する場合においては、観音寺市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付変更承認申請書（様式第2号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りでない。

(2) 補助事業を中止する場合においては、あらかじめ観音寺市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付中止承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了することができない場合にあつて、当該期間の延長が翌年度にわたるときは、あらかじめ観音寺市民間住宅耐震対策支援事業繰越承認申請書（様式第

4号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあった場合は、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(事業が期日までに完了しない場合等の報告)

第10条 申請者は、事業が交付決定に付された期日までに完了しない場合には、市長の指示を受けなければならない。

2 申請者は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 申請者は、事業を完了したときは、当該事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は当該事業に着手した日の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに、観音寺市民間住宅耐震対策支援事業完了実績報告書(様式第5号)に別表第2に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第8条第3号の規定により承諾を受けた場合は、当該承諾の日が属する年度の3月31日までに、観音寺市民間住宅耐震対策支援事業年度終了実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 市長は、前条の完了実績報告書を受理した場合はその内容の審査及び必要に応じて行う現地調査を実施し、報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるときには、補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知を受けたときには、速やかに補助金交付の請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 申請者は、耐震診断又は耐震改修工事等を行う事業者に補助金の受領を委任することができる。この場合において、申請者は、前項の請求書に観音寺市民間住宅耐震対策支援事業費補助金の代理受領に係る委任状（様式第7号の2）を添えて提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条第1項の規定による額の確定後、同条第2項の請求があった場合には、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （2） 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- （3） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （4） 補助金の交付決定の前に、事業に着手したとき。ただし、実施設計を事業採択後に着手した場合は、この限りでない。
- （5） この要綱及びこの要綱の規定に基づく市長の指示又は命令に違反したとき。
- （6） 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- （7） 補助事業の遂行ができないとき。

2 市長は、前項の規定により取消しをしたときは、速やかにその旨及びその理由を申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第16条 申請者は、補助金の交付を受けた補助対象事業等の実施状況等を明らかにするた

めの書類その他必要となる図書を整備し、補助事業を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(立入検査等)

第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求め、又は当該職員にその物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月4日告示第1号)

この要綱は、平成24年1月4日から施行し、改正後の観音寺市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成23年12月28日から適用する。

附 則 (平成25年3月5日告示第33号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日告示第56号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日告示第41号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月20日告示第83号)

この要綱は、令和2年1月6日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第86号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月28日告示第67号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。



別表第1（第2条関係第1項第3号関係）

- |  |
|--|
| <p>(1) 一般財団法人日本建築防災協会が実施する国土交通省登録講習のうち、木造住宅耐震診断資格者又は耐震改修技術者養成のための講習</p> <p>(2) 香川県が実施する木造住宅耐震対策講習会</p> <p>(3) その他市長が認める講習会</p> |
|--|

別表第2（第6条、第11条関係）

申請等に必要書類

関係条項	添付書類
第6条 交付申請	<p>(耐震診断)</p> <p>1 既存住宅に係る設計図書（配置図及び各階平面図） ただし、既存図面がない場合は、診断しようとする住宅の状況が分かる写真に替えることができる。</p> <p>2 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次に掲げるもののうちいずれかの写し</p> <p>(1) 建築時の建築確認通知書又は検査済書</p> <p>(2) 登記事項証明書</p> <p>(3) 固定資産税・都市計画税課税台帳（兼）名寄帳（建築年が記載されたもの）</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、住宅の所有者、建築年を証明することができる書類</p> <p>3 耐震診断に係る見積書の写し</p> <p>4 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書</p> <p>5 その他市長が必要と認める書類</p>

	<p>(耐震改修工事等)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 耐震診断報告書（様式第8号） ただし、耐震診断の補助を受けた者は、これを省略することができる。</li> <li>2 既存住宅耐震改修工事等に係る設計図書       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 配置図及び各階平面図（耐震改修工事等を行う部分を明示したもの）</li> <li>(2) 補強計画時の構造評価が分かる計算書（耐震診断技術者が行ったもの）。ただし、耐震シェルター等設置工事は除く。</li> <li>(3) 基本方針別添第2に示す計算を行ったものは、耐震改修工事等に係る構造詳細図</li> <li>(4) その他耐震改修工事等の内容が確認できる図書</li> </ol> </li> <li>3 耐震改修工事等に係る見積書の写し</li> <li>4 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書</li> <li>5 建築基準法第6条及び第6条の2の規定に基づく建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合に限る。）</li> <li>6 その他市長が必要と認める書類</li> </ol> <p>(リフォーム工事)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 リフォーム工事費の見積書の写し</li> <li>2 位置図及び工事予定箇所を明記した図面</li> <li>3 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
<p>第11条 完了実績報告</p>	<p>(耐震診断)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 耐震診断報告書（様式第8号）</li> <li>2 配置図、各階平面図</li> <li>3 耐震診断に係る業務委託契約書の写し</li> <li>4 耐震診断に要した費用の領収書の写し</li> <li>5 調査等の状況写真（2～3枚程度）</li> </ol>

	<p>6 その他市長が必要と認める書類 (耐震改修工事等)</p> <p>1 耐震改修工事等結果報告書(様式第9号)</p> <p>2 耐震改修工事等(耐震シェルター等設置工事を除く。)に係る請負契約書の写し</p> <p>3 耐震改修工事等に要した費用の領収書の写し</p> <p>4 耐震改修工事等の施工写真(改修前後が判明できる写真)及び必要に応じて出荷証明書等工事関係書類</p> <p>5 交付申請時と改修場所や工法及びシェルター等の設置場所が変更した場合は、それらが分かる平面図等</p> <p>6 建築基準法第7条及び第7条の2の規定に基づく検査済証の写し(建築確認を受けた建築物に限る。)</p> <p>7 その他市長が必要と認める書類 (リフォーム工事)</p> <p>1 リフォーム工事に係る請負契約書の写し</p> <p>2 リフォーム工事に要した費用の領収書の写し</p> <p>3 工事等の施工写真(工事前後が判明できる写真)</p> <p>4 その他市長が必要と認める書類</p>
--	--

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。